

「週刊はまのタスケ・メール」・ ツイッター登録受付中!



はまのタスケ

悪質商法被害の未然防止に、このメルマガとツイッター!



「週刊はまのタスケ・メール」
にご登録いただくと、最新の
相談事例やイベントのお知らせ
など消費生活情報を毎週
お届けいたします!

登録方法

①センターのホームページ
「週刊はまのタスケ・メール」
バナーをクリック。



CLICK!



ホームページ URL <https://www.yokohama-consumer.or.jp>

②「新規登録はこちら」ボタンを押して、
登録フォームよりメールアドレスを
入力して「登録」ボタンをクリック
して完了!

tasuke@yokohama-consumer.or.jp を
受信許可のメールに設定ください。



※空メールによる登録方法もあります。
カメラで左のQRコードを撮り、
「空メール」を送信してね!



ツイッター

消費者関連
情報発信中!

@yokohamasyouhi

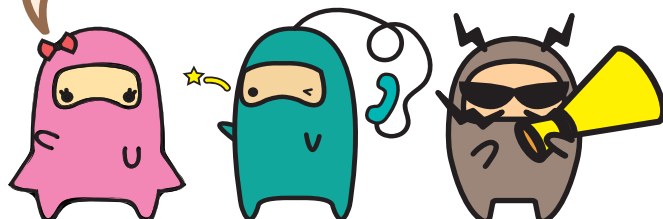


フォローする

CLICK!



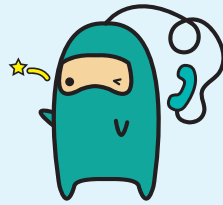
バックナンバーも
ホームページで公開中!



デザイン協力: 岩崎学園 横浜デジタルアーツ専門学校 グラフィック科

しまった! 解約したい!

と思ったら **クーリング・オフ!**



訪問販売等で不意に勧誘を受け、消費者が契約してしまったとき、一定の期間内であれば、無理由、無条件で解除できる制度です。クーリング・オフ(Cooling Off)とは「頭を冷やす」という意味で、消費者に冷静に考え直す時間を与えようというものです。

▼ハガキの書き方の例
販売会社宛て(信販会社宛て)

郵便はがき	
切手	□□□-□□□□
(会社名)	府都 県道
代表者様	郡市 区
特定記録	村区 町

※はがきを出すときは、はがきの両面をコピーし、特定記録郵便の引受証の控えと一緒に保存しましょう。

契約解除通知	
次の契約を解除します。	
契約年月日	平成〇〇年〇月〇日
商品名	〇〇〇〇〇
契約金額	〇〇〇〇〇円
販売会社	株式会社〇〇〇 □□営業所
担当者	△△△△△
支払った代金〇〇〇〇〇円を返し、 商品を引き取って下さい。	
平成〇〇年〇〇月〇〇日 〒×××-×××× 横浜市〇〇区〇〇町〇-〇 氏名 〇〇〇〇	

クーリング・オフ制度を
上手に利用しよう!



※クレジット契約をしている場合は、クレジット会社にも同時に通知してください。

クーリング・オフできる期間

訪問販売 (家庭訪問販売、SF商法、キャッチセールス、アポイントメントセールス等)	8日間
電話勧誘販売	
特定継続的役務提供 (エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス)	
訪問購入(事業者が消費者の自宅等を訪ねて、商品の買取をおこなうもの) ※原則全物品が対象。ただし、自動車・家庭用電気機械器具、家具、書籍、有価証券、CD類などについては政令で対象外	
連鎖販売取引(マルチ商法)	20日間
業務提供誘引販売取引(内職・モニター商法)	

- 1 契約書面を受け取った日を含めて上記期間内にハガキで通知します。
- 2 ハガキにクーリング・オフする旨を明記します。クレジット契約をしている場合は、クレジット会社にも郵送します。
- 3 送る前に、ハガキをコピーし保管します。
- 4 ハガキは郵便局の窓口で「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。
- 5 支払ったお金は全額返還されます。(商品引き取り料金は業者負担となります。訪問購入の場合は、引き渡した商品があれば返してもらい、受け取った売却金額は返しましょう。)

▶クーリング・オフできないのはこんなとき



自分で店舗等へ出向いて
買い物した場合や
通信販売で購入した場合



3,000円未満の商品
を現金一括で支払った
場合



自動車販売
自動車リース
葬儀など



化粧品や健康食品など、
いわゆる消耗品を使用
消費した場合



大型家電
CD/DVD/本
ゲームソフト等

クーリング・オフ期間が過ぎていても、あきらめずに相談しましょう。

横浜市消費生活総合センター

相談専用電話 ☎ **045-845-6666**

受付時間 平日 9:00~18:00 土日 9:00~16:45 ※祝日・休日、年末年始(12/29~1/3)を除く

〒233-0002 横浜市港南区上大岡西1-6-1ゆめおおおかオフィスタワー4階